

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の終了(六件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)…一
- 土地区画整理事業の終了認可……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)…二

告示

●東京都告示第三百二十五号
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月十日から平成三十一年一月二十二日まで

●東京都告示第三百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、小金井市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 小金井市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第三百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵野市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 武蔵野市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第三百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第二項の規定により、板橋区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区大谷口上町、大谷口北町、大山西町、大山町、仲町、弥生町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、舟渡四丁目、坂下三丁目、西台一丁目、西台三丁目、西台四丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年八月三十日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第三百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、狛江市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 狛江市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第三百三十号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、府中市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 府中市

二 測量の種類 公共測量 (航空写真撮影)

三 測量の区域 府中市地内

四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同月十七日まで

●東京都告示第百三十一号

土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第十三条第一項の規定に基づき上の原土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 吉田 滋

二 事業施行期間

平成二十八年九月九日から平成三十一年九月三十日まで

三 施行地区

東久留米市上の原二丁目一部

四 土地区画整理事業の名称及び施行認可の年月日

上の原土地区画整理事業
平成二十八年九月九日
土地区画整理事業の終了の認可の年月日
平成三十一年三月十四日

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001